

## アイヌ政策推進本部会合（第1回）議事録

日 時：令和元年7月29日（月）15：17～15：30

場 所：官邸3階南会議室

出席者：菅内閣官房長官、石井国土交通大臣、山下法務大臣、河野外務大臣、柴山文部科学大臣、吉川農林水産大臣、世耕経済産業大臣、原田環境大臣、新谷厚生労働大臣政務官、西村内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、刀禰内閣官房アイヌ総合政策室長

議事録：以下のとおり

（石井国土交通大臣・副本部長）

ただいまから、アイヌ政策推進本部の第一回会合を開催いたします。

さきほどの閣議で、推進本部の副本部長は国土交通大臣と決定されました。このため、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。

この本部は、お手元の資料1にございますように、本年4月に成立し、同5月に施行したアイヌ施策推進法に基づき、新たに設置されました。基本方針の案の作成、基本方針の実施、アイヌ施策で重要なものの企画・立案・総合調整を任務としております。

この本部における議論を踏まえ、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進してまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

まず、はじめに、議題1・アイヌ政策推進本部の運営等についてです。

事務局から説明させます。

（刀禰内閣官房アイヌ総合政策室長）

お手元の資料2の、「アイヌ政策推進本部の運営について」をご覧ください。

会議への出席や公開などについて、他の本部の例にならい、取り扱うことをご決定いただきたいと考えております。会合終了後、議事録・資料を公開することとしたいと考えております。

次に、お手元の資料3の、「アイヌ政策関係府省連絡調整会議の開催について」をご覧ください。

アイヌ政策に係る取組を、関係府省が連携して推進するため、この本部の下に、アイヌ政策関係府省連絡調整会議を、事務次官級で開催することとしたいと考えております。

次に、お手元の資料4の、「アイヌ政策推進本部の後援等名義の使用について」をご覧ください。

アイヌ政策推進本部は、求めに応じて後援等名義の使用を承認することとしたいと考えております。

以上でございます。

（石井国土交通大臣・副本部長）

以上、資料2から資料4までの3つの案について、ご異議ございませんでしょうか。

(本部員)

異議なし。

(石井国土交通大臣・副本部長)

ありがとうございます。それでは、3つの案を決定させていただきます。

続きまして、次の議題2・基本的な方針案に移ります。

アイヌ施策推進法では、政府が定める基本方針について、この本部において案を作成することとされています。

その案に関しまして、事務局から説明させます。

(刀禰内閣官房アイヌ総合政策室長)

お手元の資料5が「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針案(案)」でございますが、本日は時間の関係上、資料6「基本的な方針案(案)の概要」でご説明させていただきます。

アイヌ施策推進法第7条第1項の規定に基づき、基本方針においては、以下の5点を定めることとされています。

まず、「1 アイヌ施策の意義・目標に関する事項」では、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標としております。

次に、「2 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針」では、アイヌ施策を総合的かつ効果的に実施すること、差別の解消に資するため、アイヌの歴史や文化の魅力について国民の理解を深めることなどを記載しております。

次に、「3 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項」では、アイヌ文化振興の拠点として来年4月24日に一般公開する民族共生象徴空間について、年間来場者数100万人を目指した取組の充実を図ることなどを記載しております。

次に、「4 アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項」では、市町村が作成する地域計画の認定基準・認定手続等について記載しております。

最後に、「5 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項」では、国、地方公共団体等の連携の強化を図ることなどを記載しております。

今後、基本方針案についてパブリックコメントを行った上で、必要に応じ所要の修正を行い、基本方針を閣議決定するという手順を進めていきたいと考えております。なお、修正があった場合は、持ち回りでご報告させていただきたいと存じます。資料に関する説明は、以上でございます。

(石井国土交通大臣・副本部長)

それでは、基本方針案を決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(本部員)

異議なし。

(石井国土交通大臣・副本部長)

ありがとうございます。それでは、基本方針案を決定させていただきます。

引き続き、今後の取組に関し、関係閣僚から御発言をお願いします。

はじめに、文部科学大臣、お願いします。

(柴山文部科学大臣)

文部科学省では、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、ウポポイの中核施設の一つである「国立アイヌ民族博物館」の開館準備、大学に保管されている御遺骨等の返還やウポポイの「慰霊施設」への集約手続等を進めているところです。

中でも、「国立アイヌ民族博物館」は、調査研究、教育普及、人材育成等の拠点として、アイヌに関する理解促進と、アイヌ文化の創造発展への寄与を目的としています。

また、多言語化の推進により、インバウンドの方々にも魅力ある施設とすることで、今回の基本方針を踏まえ、年間来場者数100万人の達成に貢献してまいります。

(石井国土交通大臣・副本部長)

次に、法務大臣、お願いします。

(山下法務大臣)

法務省では、かねてからアイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んできたところです。

今般、アイヌ施策推進法第4条では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められたところであります。

この法律の施行を踏まえ、差別の解消に資する施策を推進するため、引き続き、アイヌの人々に対する理解を深めるとともに、相談窓口の周知等に努めてまいります。

(石井国土交通大臣・副本部長)

ありがとうございます。次に、国土交通大臣として、私から申し上げます。

国土交通省においては、民族共生象徴空間における国立民族共生公園の整備や体験交流プログラムの検討、交通アクセスの改善、集客拡大に向けた観光業界への働きかけ等を進めております。

国土交通省としましては、来年4月24日の一般公開に向けて、着実に施設の整備を進めてまいります。また、より多くの方々にご来場いただくためのプロモーション活動や関連する社会資本整備、交通施策、観光施策などを通じ、年間来場者数100万人の目標達成の実現に努めてまいります。

私からは以上でございます。

第一回アイヌ政策推進本部の最後に、本部長である菅内閣官房長官からご発言をお願いいたします。

(菅内閣官房長官・本部長)

先の通常国会でアイヌ施策推進法が制定され、本日、アイヌ政策推進本部の第一回会合において、基本方針の案を取りまとめました。

今後、閣議決定する基本方針に基づき、また、新たに創設した交付金制度などを活用して、従来の福祉施策や文化振興に加え、産業振興、観光振興、地域振興などを政府一体となって総合的・効果的に推進していくこととしています。

来年4月24日には、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとなる「民族共生象徴空間」、いわゆるウポポイを一般公開いたします。

国内外の多くの方々にはアイヌ文化の素晴らしさを体験していただき、民族共生の理

念に共感していただけるよう、年間来場者数100万人の目標を達成したいと考えています。

関係府省においては、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、一層積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

(石井国土交通大臣・副本部長)

ありがとうございました。

第一回本部会合は、以上をもって終了します。

今後、この本部の下、アイヌ政策の総合的・効果的な推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、閣僚の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(以 上)